

熊本県立中学校等就学援助（医療費）制度について

保護者の皆様へ

熊本県では、経済的な理由によって、県立学校（義務教育課程）に就学が困難な児童・生徒の保護者に、特定の疾病による医療費等の費用を援助する就学援助制度を設けています。下記1に該当し、医療費に係る就学援助を申請される場合は、次の説明をお読みの上、申請してください。

1 就学援助（医療費）を受けられることができる方

[令和3年度（2021年度）に次の(1)～(9)のいずれかに該当する方。]

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 生活保護を停止又は廃止された方
- (3) 市町村民税の非課税又は減免を受けた方
- (4) 個人事業税又は固定資産税の減免を受けた方
- (5) 国民年金又は国民健康保険税の減免を受けた方
- (6) 児童扶養手当を受給している方
- (7) 生活福祉資金の貸付を受けている方
- (8) 日雇労働者で職業安定所に登録している方
- (9) その他、上記(1)～(9)に該当しないが特別な事情等により経済的に困窮している方

2 就学援助を受けられることができる疾病

健康診断で治療の指示を受けた下記の疾病に限定する。

- (1) トラコーマ及び結膜炎（※アレルギー性結膜炎は対象外）
- (2) 白癬（水虫）、疥癬及び膿痂疹（とびひ）
- (3) 中耳炎
- (4) 慢性副鼻腔炎（蓄膿症）及びアデノイド
- (5) 齲齒（むし歯）
- (6) 寄生虫病（虫卵保有を含む。）

3 申し込み方法等

- 就学援助を希望される方は、別添世帯票に必要事項を記入の上、**5月7日（金）**までに学校（事務室）に提出してください。
- 申請時には、上記1記載の(1)～(8)を証明する書類を添付し、提出してください。

4 援助の内容

※ 医療費については、上記2のむし歯等の特定の疾患について適用されるので、治療を受ける場合は、学校に事前に相談してください。また、他の公的援助と重複して支給はできません。

5 認定の可否

6月中（予定）に学校経由でお知らせします。

6 その他

ご不明な点等ございましたら、下記までご連絡ください。

玉名高校附属中学校事務

TEL : 0968-73-2101